令和3年度 第11回 邑南町教育委員会 会議録

- 1. 招集期日 令和 3年 10月 8日(金) 招集場所 元気館 視聴覚室
- 2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員 欠席 武田委員
- 3. 説明のため出席を求めた者及び参加者 高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、湯浅主任
- 4. 会議録に署名すべき委員の指名 井上委員、森岡委員

土居教育長:

日程第1

これより、第10回の邑南町教育委員会を開催いたします。 (13:30~)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、井上委員さん、森岡委員さんにお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第37号について審議をお願いします。事務局からお願いします。

高瀬学校教育課長:

議案第37号邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を載せておりますのでそちらをご覧いただければと思います。まず第5条の第2項のところです。これまでのところこの申請につきましては前年度の2月末までと記載しておりましたが、実際事務上では12月であったり、1月であったりといったところでの申請する年もあったりしますので、ここにつきましてはその状況に応じて毎年度教育委員会が定める日というところで変更させていただければと思います。次第7条の2項についてでございます。入学年度の前年度の2月下旬をもって就学用品等については支給するということにしておりますが、これにつきましては実際、この年には申請にならなかったが、新たに6月のところで所得が確定して、その時に初めて就学援助の支給対象となる世帯等もございますので、そういった実情実際のところに合わせまして、2月下旬又は7月というふうなところで、7月のほうでの認定をされた場合を想定したものでそちら7月というふうなところで、二つの月の基準をこちらの方へ入力させてもらっております。これについては以上でございます。

土居教育長:

実態にあわせて要綱を変更したいということで、2点改正をしたいという説明でした。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員:

ありません。

土居教育長:

よろしいでしょうか。それでは議案第37号について、邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

それでは議案第38号指定学校変更について、事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長:

続きまして第38号指定学校の変更についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと裏表になっておりますが、3名の児童生徒の保護者からの申し出がございます。以下個人情報につき省略。2名の方につきましては令和4年4月の新一年生となっておりますので、前回のところで新1年生の方については、時期来るまで保留とういう形をとらさせてもらっておりますので、この2枚の方についても同じような扱いとしていただければと思います。これについては以上でございます。

土居教育長:

3方から申請が出ておりますが、課長が申したように1名については今回審議をしていただいて、後のお二方については保留ということでお願いをしたいと思います。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員:

ありません。

土居教育長:

よろしいでしょうか。それでは議案第38号指定学校の変更についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

以上で、第11回を終了します。 (~15:25)